

2016年(平成28年)1月14日

公益財団法人藤沢市みらい創造財団
理事長 小野 晴弘 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

秩父宮記念体育館・石名坂温水プール・秋葉台運動公園・鶴沼運動公園
施設運営管理業務及び市との連絡調整に関する個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について(答申)

2015年(平成27年)12月18日付けで諮問(第775号)された秩父宮記念体育館・石名坂温水プール・秋葉台運動公園・鶴沼運動公園施設運営管理業務及び市との連絡調整に関する個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性は「3 審議会の判断理由」に述べるところにより認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条件については、「3 審議会の判断理由」に述べるところによるものとする。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

2015年(平成27年)12月13日に、神奈川県藤沢警察署司法警察員より、刑事訴訟法第197条第2項に基づき捜査のため、藤沢市秩父宮記念体育館の防犯カメラ録画データの照会がなされた。

なお、藤沢市秩父宮記念体育館の防犯カメラ設置については、2010年の答申439号により承認済みである。

防犯カメラ映像は個人情報であり、照会内容が承認を受けている包括的な取り扱いのできるガイドラインから外れており、また、刑事訴訟法第197条第

2項の規定は目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当しないため、神奈川県藤沢警察署司法警察員に防犯カメラの録画データを目的外に提供することについて、藤沢市個人情報の保護に関する条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

2015年(平成27年)12月8日 午後4時30分～午後5時30分の録画データ

カメラNo.1(秩父宮記念体育館：西側壁面設置1台)の録画データのみとする。

イ 目的外に提供する方法

閲覧及びDVD

ウ 目的外に提供する相手方

神奈川県藤沢警察署司法警察員

エ 目的外提供の根拠規定

刑事訴訟法第197条第2項

オ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に関わる照会は、刑事訴訟法第197条第2項に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項は「捜査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており、官庁・公共団体・その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県藤沢警察署司法警察員によって行われたものであり、受け取った情報についても守秘義務が課せられている。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について神奈川県藤沢警察署に問い合わせたところ、「秩父宮記念体育館の1km圏内の国道467号線上で発生した事件捜査のため、秩父宮記念体育館前を通過する車両を確認することが犯人逮捕に結びつく。」とのことである。

本件の目的外に提供する個人情報は、他の代替手段が想定し難いものである。

このため 本件の目的外に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

目的外に提供する個人情報は、防犯カメラに記録された録画データであり、録画データに記録された映像において人物を特定することが事実上困難であり、警察の捜査についても容疑者等の居住先は特定されていないため、本件に関わる本

人通知を省略するものである。

(4) 目的外に提供する時期

2016年(平成28年)1月15日以降

(4) 提出書類

- ア 別紙1 「捜査関係事項照会書(写し)」
- イ 別紙2 「防犯カメラ位置図」
- ウ 別紙3 「公益財団法人藤沢市みらい創造財団 防犯カメラ運用基準」
- エ 別紙4 「公益財団法人藤沢市みらい創造財団 個人情報目的外提供についてのガイドライン」
- オ 別紙5 「個人情報取扱事務届出書」

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(3)までのとおりの判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県藤沢警察署司法警察員によって行われるものであり、本件照会の具体的必要性については、「秩父宮記念体育館の1km圏内の国道467号線上で発生した事件捜査のため、秩父宮記念体育館前を通過する車両を確認することが犯人逮捕に結びつく。」とのことである。

また、実施機関では、当該情報は他の代替手段が想定し難いものであるとしている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

ただし、防犯カメラ録画データについて、目的外に提供するにあたり必要な録画時間の範囲を限定した上で提供することを条件とする。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、実施機関では、目的外に提供する個人情報は、防犯カメラに記録された録画データであり、録画データに記録された映像において人物を特定することが事実上困難であり、警察の捜査についても容疑者等の居住先は特定されていないため、本件に関わる本人通知を省略するものであるとしている。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) 条件

防犯カメラの設置について、防犯カメラ運用基準に従った撮影対象区域とするよう見直すこと。

以 上